

[商品概要説明書]

農業者専用フリーローン

(2023年8月1日現在)

保証会社：(株)ジャックス

ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の地区内に居住または農業をされている方。○お借入時の年齢が満20歳以上、完済時81歳未満の方。○農業を営む、または従事する個人の方。○安定・継続した収入の見込みがある方。○(株)ジャックスの保証が受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">○原則として自由。 <p>なお、事業性資金の申込に関し、設備投資関連以外の農業資金については以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・複数契約の取扱いを不可とします。・設備投資関連資金（長期資金）との合算での取扱いを不可とします。
お借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。 <p>但し、設備投資関連以外の農業資金については、上限金額300万円以内とします。</p>
お借入利率	<ul style="list-style-type: none">○固定型 <p>当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。</p>
お借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6か月以上10年以内（1か月単位）とします。 <p>但し、設備投資関連以外の農業資金については、原則2年以内とします。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等毎月償還○元利均等半年賦償還○元利均等年賦償還
担 保 ・ 保 証	<ul style="list-style-type: none">○(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので、担保は不要です。 <p>連帯保証人は原則不要ですが、ジャックスの求めにより連帯保証人を必要とする場合があります。</p>
保 証 料	<ul style="list-style-type: none">○利息に含みます
手 数 料	<ul style="list-style-type: none">○ご融資の際、3,300円のローン手数料(消費税等含む。)が必要です。○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合、手数料が必要になる場合がございます。○詳細は当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
お申込時に ご用意いた	<ul style="list-style-type: none">●所得を証明する書類 <p>明細書付確定申告書、納税証明書（その1・2）等の写し</p>

<p>だく書類等</p>	<p>※他の給与所得等の収入がある場合は、源泉徴収票または住民税決定通知書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資金使途を確認する書類 見積書、注文書、売買契約書等の写し 借換資金の場合・・・償還表、返済実績資料（直近6ヶ月程度） ●運転免許証、健康保険証、またはパスポート等 ●認印 <p>※お申込内容によっては追加の書類をご用意いただくことがあります。</p>
<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：0475-82-3267）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>